

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱

令和5年4月1日 制 定

令和8年4月1日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、新たに運転者として採用した若年ドライバー・外国人ドライバーの①特例教習の受講、②準中型免許（限定解除含む）取得、③外免切替講習の受講を行う貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者（以下「会員」という。）で入会から6カ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

(助成額)

第3条 次の（１）～（３）それぞれの金額を助成の上限とする。但し、1事業者に対する助成は、以下の（１）～（３）を併せて300,000円を上限とする。

（１）特例教習の受講 特例教習受講費用の3分の1（上限100,000円）

※中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。

（２）準中型免許のうち、

①準中型免許の新規取得 上限40,000円

②5トン限定準中型免許の限定解除 上限25,000円

※準中型AT限定免許を含む。

（３）外免切替講習の受講 外免切替講習受講費用の2分の1（上限40,000円）

※普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

2、前項（１）（２）の対象となる運転者は、申請日において事業者には雇用されている者（派遣社員は対象外）とし、岩手県内の営業所所属の者とする。また、下記①～④も全ての要件を満たすこととする。

①当該事業者が、令和7年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。

②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。

③当該運転者が、令和7年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例教

習を受講修了または準中型免許を取得していること。

④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

3、前項（3）の対象となる運転者は、申請日において事業者にて雇用されている者（派遣社員は対象外）とし、岩手県内の営業所所属の者とする。また、下記①～④も全ての要件を満たすこととする。

①当該運転者が、自動車運送業分野特定1号評価試験（トラック）に合格していること。

②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。

③当該運転者が、令和7年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。

④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

4、準中型免許取得については、岩ト協助成事業「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付要綱」を併用することとし、岩ト協助成額は「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付要綱」の上限額に含め、全ト協助成額は上記の1事業者あたりの上限額に含めるものとする。

5、準中型免許を令和7年度内に取得した場合の申請は、岩ト協助成事業「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用」は交付しない。

6、運転者が個人で負担した費用については、助成金は交付しない。

7、指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は助成対象外とする。

8、全ト協と岩ト協、国や地方自治体又はその他団体等から助成金を交付されている場合、その合計額が実費を上回る場合は全ト協の助成額を減額する。

（申請期間）

第4条 当該年度の4月1日から翌年2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに助成金交付請求を行うものとする。また、準中型免許を当該年度に取得する場合、4月1日から翌年1月31日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに事前申請を行い、2月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに助成金交付請求を行うものとする。但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第5条 事業者は、申請内容に応じて以下の方法で申請する。

(1) 特例教習の受講

受講後、別紙「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」、雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、受講修了の書類の写し、自動車学校発行の領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、対象運転者の運転者台帳の写しを添付し、岩ト協に申請する。

(2) 準中型免許（限定解除含む）取得

自動車学校入校前に様式1「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成事前申請」、様式2「在職証明書」、雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、免許取得前の運転免許証の写し、自動車学校発行の見積書の写しを添付し、岩ト協に事前に申請する。

免許取得後、様式3「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成金交付請求書」、様式4「準中型・中型・大型・けん引免許取得費用助成名簿」、免許取得後の運転免許証の写し、自動車学校発行の領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、対象運転者の運転者台帳の写しを添付し、岩ト協に申請する。

(3) 外免切替講習の受講

受講後、別紙「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書」、雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書の写し、在留カード又は在留資格認定証明書の写し、自動車学校等発行の領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）、対象運転者の運転者台帳の写しを添付し、岩ト協に申請する。なお、第3条3項③に該当する者が確認する場合、在留カード又は在留資格認定証明書のほかに運転免許証の写し（マイナ免許証の場合は、保存されている免許情報をプリントアウトしたもの、又は免許情報画面を印刷したもの等）をもって確認しても構わないものとする。

2、自動車学校等発行の見積書及び領収書は、事業者名の宛名であり、個人名の宛名は不可とする。

3、事前申請を取り下げる場合は、速やかに岩ト協に報告するものとする。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第6条 岩ト協は、事業者から前条2項の交付請求書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第7条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他）

第8条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成金交付要綱」を適用する。

（附則）

1. 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。
2. 令和6年4月1日一部改正
3. 令和7年4月1日一部改正
4. 令和8年4月1日一部改正